

令和元年度安芸高田市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

安芸高田市は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号、以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品および役務の調達の推進等を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

1 調達方針策定の目的

本市における障害者優先調達の一層の推進により、障害者の就労支援及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

2 調達の対象となる障害者就労施設等

(1)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に基づく事業所・施設等

【障害福祉サービス事業所等】

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所(A型・B型)

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2)障害者を多数雇用している企業等

【企業等】

ア 障害者雇用促進法の特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所(※)

※①障害者の雇用者数が5人以上

②障害者の割合が従業員の20%以上

③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3)在宅就業障害者等

【在宅就業 障害者等】

ア 在宅就業障害者(在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者)

イ 在宅就業支援団体(在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体)

3 調達方針の推進

障害者就労施設等への発注に関して、障害者就労施設等が提供することができる物品、役務を確認のうえ、庁内各部署へ情報提供し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。

4 障害者就労施設等からの調達目標

令和元年度の障害者就労支援施設等からの物品等の調達目標額1,400千円とする。

5 障害者就労施設等に対する物品等の調達に関する情報の提供に関する事項

発注予定内容等について、可能な限り情報提供し、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るものとする。

6 調達実績の公表

(1) 調達実績については、障害者優先調達推進法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後、遅滞なく調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

(2) 調達実績の公表にあたっては、安芸高田市障害者自立支援協議会において、実績の評価と課題の分析を行うとともに、次年度の調達方針に反映していくこととする。

7 その他

(1) 各部署において、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための取り組みを推進し、優先的に調達を行うこととする。

(2) 物品、役務の契約にあたっては、安芸高田市財務規則の定めによることとする。